

## 平成24年度第3回鳥羽市環境保全審議会議事要旨



日 時：平成25年2月20日（水） 14時00分～16時00分  
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会第3委員会室

### 1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第3回環境保全審議会にご参集いただきありがとうございます。

ただいまから「平成24年度第3回環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の細木よりご挨拶を申し上げます。

#### あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成24年度第3回鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の会議は、この1年間の環境行政の実績報告と、これまで2回審議会を重ねてきた「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」について、委員の皆さんからいただいた意見を基に、事務局で素案を作らせてもらいました。

その素案を委員の皆さんと共に、平成25年度にかけて計画を策定していきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

### 2. 鳥羽市環境保全審議会出席委員数報告について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中9名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

本日は、例年の環境保全審議会でご報告させていただいている、今年度市内でありました典型7公害等に関する苦情や対処について、まず報告させてもらい、前回までの審議会の協議事項でありました「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の協議に引き続き入らせてもらう予定です。

では、前回の審議会において選出されました古田会長に、これ以降の審議につきましては、議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 3. 報告事項

#### (1) 平成23年度鳥羽市環境保全審議会報告（資料1）

〔会長〕

それでは、事項書に従いまして議事を進めたいと思います。

3. 報告事項のうち「(1) 平成23年度鳥羽市環境保全審議会報告、(2) 平成24年度公害の種類別苦情件数」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

昨年、平成23年度鳥羽市環境保全審議会でご報告と協議した内容をまとめ、会議録とさせていただきます。

内容的には、報告事項として、①連絡等で寄せられた典型7公害②鳥羽市地球温暖化防止実行計画（温室効果ガス排出量の報告、内部環境監査の報告）③省エネ診断結果④「藻場を守り育てる」事業を報告し、これらについていただいたご意見、ご提案をまとめ、「鳥羽市地球温暖化防止対策地域推進計画の策定について」②「海岸漂着物対策について」の審議内容について明記をさせていただきます。

#### (2) 平成24年度公害の種類別苦情件数（資料2）

〔事務局〕

平成24年4月から平成25年1月の期間において、通報等があった事案を記載しております。典型7公害のうち水質汚濁1件、騒音2件、悪臭1件その他、後を絶たない不法投棄6件、犬猫関係3件でした。

主な案件として、水質汚濁（浄化槽の排水について）は、市民より近所のホテルの浄化槽の排水が汚れているので注意してほしいとの連絡があり。現地確認をしました。県から勧告が出された後、ホテルから改善措置報告が提出され、水質検査の結果、現在は適切に管理されています。

騒音（電車の騒音について）は、事業所より電車（近鉄）の騒音がひどいので、測定してほしいとの連絡がありました。この地域は、騒音規制法では騒音排出基準が55でデシベルですが、これは特定施設に対する基準であり、電車には該当しません。また、何回測定しても基準外であるため、近鉄に対策を講じてほしいことを伝え、近鉄は騒音対策工事を行いました。

不法投棄（生活ごみの不法投棄について）は、安楽島町に生活ごみが捨てられているとの連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡し、厳しく注意されました。この現場は普段からよくごみが捨てられる場所でありましたが、その後はなくなりました。

以上のような苦情があり、すべて解決しています。

不法投棄等は、故意で行い、悪質なもののばかりであることから、撲滅に向け、引き続き、環境パトロールの強化や定期的な啓発活動を実施していく必要があります。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：環境パトロールは週に何回実施しているのか。

事務局：週2回、月曜日と木曜日に実施しており、主要道路の回収パトロールにあたっています。

委員：不法投棄も回収しているのか。

事務局：本来、自分の土地は自分で管理してもらうのが前提条件です。志摩市などは、徹底して土地所有者に処理してもらっているが、鳥羽市ではある程度処理しています。

委員：ごみはない所には捨てられず、ごみがある所に捨てる。石鏡のボセイドンの谷にたくさんごみが捨てられており、私も拾おうと思ったが、あまりにもたくさんあるので、一度現場確認してほしい。

会長：一度その現場を環境課で確認して下さい。

事務局：了解しました。

会長：堅神町の騒音について、特定施設とあるがどういうことか。

事務局：建物の施設ではなく、会社が所有している機械が対象になります。大きな音を出す機械類は、県に報告するようになっており、今回の件については、対象ではありませんでした。近鉄としては、規制もなく、法律でどうしてもしなければならない事でもありませんが、事業所は困っています。測定してみたところ、100デシベル近くあり、近鉄に何か対応してもらえないか相談したところ、路線も老朽化しており、近鉄で騒音対策工事を行っていただきました。騒音測定をしたことにより、いいきっかけになったと思います。

会長：何回測定しても基準外のためとあるがどういうことか。

事務局：今回の件については、騒音規制法としては、基準から外れており、騒音が大きくても規制はできない規制対象外ということです。

(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について(資料3, 4)

〔会長〕

次に、3. 報告事項の「(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画、(4) 国内クレジット」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

① 平成23年度温室効果ガス排出量について(資料3)

現在、委員の皆さんに地球温暖化対策地域推進計画の策定を目指していただいておりますが、それ以前に、鳥羽市地球温暖化防止実行計画を策定して、取組んで参りました。では、報告させていただきます。

平成23年度温室効果ガス排出量は7,784,100Kg、平成22年度より369,334Kg減少しています。

減少した要因は、震災以降公共施設全体で節電への取り組みが進んでいることや、各室内の蛍光灯の間引き、小中学校や幼稚園、ひだまり等に太陽光発電システムが設置されたことです。これにより電気使用料が平成22年度より1,262,481kWh減少しました。

今後もCO2排出量の4割にあたる電気の使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み・未使用の部屋・トイレ・廊下・OA機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底していきたいと考えています。

資料3の温室効果ガス排出量の増減推移をご覧ください。

平成20年度を基準年度として、平成21年度は前年度比1%増加しました。平成22年度は逆に前年度比1%減少となり、平成23年度は前年度比4.7%減少となりました。

目標年度は平成31年度であり、平成20年度に対し、10%(年1%ずつ)の削減を目標としていますので、目標年度の数値に向けて取組んでいきたいと思っております。

② 内部環境監査の報告について(資料4)

鳥羽市地球温暖化防止実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組み検討などについて定期的に進行管理を実施していくことが重要であるため、平成25年1月21日～23日の3日間で内部環境監査を実施しました。

監査時には、各課の推進担当者に「エネルギー使用量集計表」「温室効果ガス排出量の比較と対策」「内部環境監査チェック表」を記入してもらい、「エネルギー使用量集計表」については、集計表を記入する際、前年度の同月と比較して、増加している場合はなぜ増加しているかなど点検した上で、その内容を朝礼で周知するよう指導しました。

また、毎月第2火曜日を「地球にやさしい日」として、市では取組んでいますが、庁舎周辺のごみ拾いを最低一人年一回参加し、エコ通勤については、普段自動車通勤している人が、自転車・バスなどを利用し通勤する。残業することによって電気代が発生するので、エコノー残業デーには残業しないようにする。昼休みの消灯については、窓口業務をしている課もありますが、入口の照明のみを点け、奥の照明を消す。エネルギーの年間使用量が、前年度より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するよう指導しました。

「温室効果ガス排出量の比較と対策」ということで、環境課の例を挙げていますが、平成22年度と平成23年度を比較して、電気量・軽油・A重油の使用を削減することができました。軽油については、火葬場で使用しており、年々火葬実績も上がっていることから増加し、ガソリンについては、平成23年度緊急雇用創出事業で、市内パトロールを行っていたことにより、増加しております。各課において、なぜ増加したのか、増加原因に対しどう対応していくのかを聞き取りさせていただきました。

「内部環境監査チェック表」については、特にパソコンの待機電力を削減するため、環境課・会計課・消防署以外の課において、スイッチ付のテーブルタップを購入し利用するよう指導しました。

他に、地球温暖化対策地域推進計画の話もさせてもらい、鳥羽水族館・戸田家の徹底した削減取組についての紹介、また、市役所が事業所・市民の見本になれるよう取組を行いたいと伝えました。

#### (4) 国内クレジットについて（資料5）

市では、平成12年度より学校等の公共施設に省エネ化とCO<sub>2</sub>の削減目的のため、太陽光設備を随時設置しており、現在は合計で9施設に上ります。

これまでのこういった取り組みが評価され、国内クレジット制度の対象となり、その対象施設が安楽島小学校、弘道小学校、鳥羽東中学校、加茂中学校、かもめ幼稚園、加茂小学校の6施設です。

本制度の対象期間は、平成22年9月から平成25年3月までであり、6施設合計のCO<sub>2</sub>の総削減量は100トンになる予定で、クレジット価格をトン1000円で換算すると、約10万円の環境価値となります。

この取り組みに対して賛同してもらったのが、株式会社戸田家であり、今回全量買い取っていただきました。

戸田家さんから市に入ってくる10万円の使い方としては、教育委員会の小中学校の環境教育に関わる予算に利用することになっています。

また、学校等の太陽光発電設備に係る国内クレジット制度の活用は、県内市町で初の取り組みとなります。

委員：補足説明させてもらおうと、一般家庭で年平均排出されるCO2量は約3トンと言われているので、100トンというのは、約33軒分ということになり、それだけの環境負荷を太陽光発電によって、低減しているということになります。

〔会長〕

委員の皆様、鳥羽市地球温暖化防止実行計画、国内クレジットについて、何かご質問はございませんでしょうか。

委員：内部環境監査ですが、誰が行っているのでしょうか。

事務局：各課に推進員がおり、その推進員に対し、環境課が監査を行います。ISOのように、各課に1人責任者がいて監査を行っているわけではありません。

委員：「地球にやさしい日」の取組ですが、クリーンデーは、年に1人1回の出席ですか。

事務局：現在3年目の取組ですが、出席者は、ほぼ固定されてきており、同じ人だけでなく、最低年1人1回は出席してもらうようお願いしています。今回添付させてもらった資料は、環境課だけの資料ですので、出席者は5人程度ですが、クリーンデーには、本庁舎で毎回10～15人が参加しており、教育委員会・定期船課・消防署・ひだまりの各施設で実施しています。本庁舎周辺では、旧鳥羽小学校・城山公園・岩崎あたりを約40分程度かけて、ごみ拾いを実施しています。

会長：環境課の資料だけでなく、全課を足した市役所全体の資料はないのですか。

事務局：次回の審議会で報告させていただきます。

会長：国内クレジット制度についてですが、今回の総削減量は100トンの予定で、クレジット価格をトン1000円で換算すると、約10万円の環境価値となるとあるが、年間10万円なのか。

事務局：今回の対象期間は、平成22年9月から平成25年3月までで約10万円となり、年間では約5万円となります。

委員：このクレジット事業は、他の事業所にも声をかけたのか。

事務局：エネルギーの地産地消という観点から、CO2排出量の多い第2種エネルギー管理指定工場に指定されている市内の事業所5社に、国内クレジット制度支援業者から声をかけさせてもらったところ、戸田家さんのみ良い回答をいただきました。市として、戸田家さんにのみ声をかけたという訳ではありません。

委員：戸田家が10万円支払うメリットとは、どのようなものか。

- 会 長： 国内クレジット制度を活用すると、CO2 排出量の多い第2種エネルギー管理指定工場に指定されている事業所などは、県に提出する地球温暖化対策計画書の温室効果ガス排出量を買取った分だけ削減できます。そういった事業所は、年間削減量を決めて県に提出する訳ですが、目標数値に達しないと県からの罰則規定はないが、それだけ削減できるとより削減目標数値に近づくので、取組が楽になります。
- 事務局： 国内クレジット制度は、先進国が後進国の森から排出されるCO2排出削減量を買取るイメージです。
- 委 員： CO2 をより多く排出している事業所が、責任を持ちなさいという意味か。
- 会 長： そうです。CO2 排出量の多い事業所は、それだけCO2 排出量に対し、足かせを設けているということです。
- 委 員： 企業も排出量がなかなか減らないとなると、増えた分を政府が海外から排出権を何千億という金額で買い取っています。それでは国内のお金が海外に流出するだけなので、国内の中で中小企業と排出量の大きい企業とのやり取りの中で、排出量が削減できないかというのがコンセプトです。
- 委 員： CO2 排出量のそんなに多くない事業所も買い取らねばならないのか。
- 会 長： そういう買い取らねばならないという性質のものではありません。
- 会 長： 鳥羽市として、太陽光発電施設はこれだけか。
- 事務局： 現在は6施設です。施設に対する設置費用は、市単独事業では費用がかさむので、学校については、グリーンニューディール基金を活用して太陽光発電設備を設置しました。その他の学校には、その基金がなくなったので、普及できていません。
- 会 長： 他にご質問はございませんでしょうか。
- 委 員： 資料3について、平成23年度温室効果ガス排出量「要因別の排出状況」に、その他22%とありますが、その内訳はどういったものなのか。
- 事務局： 燃料使用量の軽油・灯油にあたります。軽油については、定期船の高速船に使用しているため、使用量が大きくなっています。灯油については、火葬場で主に使用しています。
- 会 長： このあたりが削減できれば、経費の削減にも、CO2 排出量の削減にもつながる。液化石油ガスとは、何に使用しているのか。
- 事務局： 湯沸かし器です。

#### 4. 審議事項

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（資料6）

〔会長〕

次に、4. 審議事項の「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

前回の審議会でお伝えし、委員の皆さんから提出された「温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項」を、まとめましたのでご覧ください。

「生活に関すること」、「事業者の具体的な取組」、「市が率先して導入・実行したもの」、「交通・移動に関すること」、「再生可能エネルギーに関すること」、「環境学習に関すること」、「観光地【鳥羽】の特性を活かした取組」、「その他の意見」これらの意見を反映させてもらい、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」を作成させていただきました。

【鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）についての説明】

〈計画の基本的な考え方〉

・地球温暖化とは、地球規模の影響を及ぼす深刻な問題で、温室効果ガスは、その多くが、化石燃料を使用したときに発生する二酸化炭素である。温暖化防止のためには、一人ひとりの取り込みが不可欠となる。京都議定書では、1990年比で6%の削減を約束し、2011年の東日本大震災と原子力発電所の事故により、再生可能エネルギーの利用の意識が高まっている。

・計画の目的としては、市民・事業者・行政の各主体が、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とし、第五次鳥羽市総合計画、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「市全体の地域計画」として位置づける。

・計画期間は、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間とし、基準年度は平成20（2008）年度とする。

・計画の対象範囲は、市全体を対象とし、市民・事業者・市の役割がある。

・対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とし、平成20（2008）年度の温室効果ガスの排出量は、国の定める温室効果ガス排出量策定ガイドラインに従い算出すると、253.2千トンCO<sub>2</sub>となる。

〈温室効果ガスの削減目標〉

・1次目標として、平成30（2018）年度の温室効果ガスの総排出量を平成20年度（2008）年度の排出量より5%削減する。



・2次目標として、平成35（2023）年度の温室効果ガスの総排出量を平成20年度（2008）年度の排出量より10%削減する。

〈温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項〉

具体的な取組事項については、各委員の意見を反映させながら、事務局の意見としても、特に再生可能エネルギーに関することは、鳥羽市新エネルギービジョンの中の必要箇所を取り込んで作成しました。

① 市が率先導入したもの（循環型社会の形成）

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- ・ 地球にやさしい日
- ・ エコチャレンジ！みどりのカーテンプロジェクト
- ・ 鳥羽市リサイクル活動拠点施設「リサイクルパーク」
- ・ 公共施設『生ごみゼロ』プロジェクト、離島生ごみゼロプロジェクト
- ・ 生ごみ処理容器購入費、事業系生ごみ処理機設置費補助事業
- ・ 再生資源回収事業奨励金事業
- ・ 藻場再生事業
- ・ 国内クレジット制度によるCO<sub>2</sub>削減活動
- ・ 木質バイオマスの利用を促進

② 交通・移動に関すること（地域環境の整備及び改善）

- ・ 鳥羽市「エコ交通」推進月間の実施
- ・ 地球にやさしい日の拡大
- ・ 公共交通機関の積極的な利用
- ・ クリーンエネルギー自動車の普及推進
- ・ エコドライブの実施
- ・ 環境エネルギー関連技術の導入促進と地域の活性化

③ 事業者の自主的取組促進に関すること（事業者の活動促進）

- ・ 温室効果ガスの計画的な削減
- ・ 環境にやさしい事業活動のすすめ

前回の審議会で報告していただいた、鳥羽水族館と戸田家さんの取組をまとめさせてもらいました。

- ・ エコオフィス運動の推進
- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・ 再生可能エネルギー等の導入
- ・ クリーンエネルギー自動車の導入
- ・ カーボンオフセット等によるCO<sub>2</sub>削減活動の推進

④ 生活に関すること（住民の活動促進）

- ・ 家庭における省エネ行動の推進

各委員さんからいただいた、家庭における取組についての意見は、省エネルギーセンターが作成した「家庭の省エネ大辞典」に記載されていますので、その省エネ大辞典を活用させていただきました。

- ・ 脱温暖化行動の推進
- ・ 「ごみゼロ社会」づくりの推進
- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・ 再生可能エネルギー等の導入
- ・ クリーンエネルギー自動車の導入

⑤ 再生可能エネルギーに関すること（再生可能なエネルギーの利用と循環型社会の形成）

- ・ 再生可能エネルギーの普及促進

ここでは、太陽光発電など9つの再生可能エネルギーの利用方法と利用技術を紹介しています。

- ・ 鳥羽の自然を活かした再生可能エネルギーの利用、導入
- ・ 再生可能エネルギーを用いた多様な交流
- ・ みんなで進める鳥羽の再生可能エネルギー利用

⑥ 各主体と連携した人づくりの推進（環境学習）

- ・ 環境学習、環境教育の推進
- ・ 学校における再生可能エネルギーの導入
- ・ 市民、事業者への効果的な情報提供等の展開

⑦ 地域の資源を活かした取組に関すること（観光業・地産地消）

- ・ 地産地消の推進・エコツーリズムの推進
- ・ 再生可能エネルギーを用いた多様な交流
- ・ 環境保全への先駆的な取組
- ・ 観光客に対する公共交通機関利用の啓発
- ・ 環境、エネルギー関連技術の導入促進と地域の活性化

〈計画の推進と点検、評価、見直し〉

- ・ 毎年、取り組み結果を点検及び評価し、広報紙、ホームページ等により公表します。また、鳥羽市環境保全審議会による外部環境審査を毎年実施し、点検・評価を行います。

この域推進計画（案）には、グラフ・写真等が少なく見づらいと思いますので、次回の審議会には、グラフ等を盛り込んだ案を提出させていただきます。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：事業系生ごみ処理機設置費補助事業について、補助金額はいくらか。

事務局：1機あたり上限200万円です。処理機本体は約400万円で、市内約5事業所が導入し、堆肥化しています。

委員：その堆肥化したものについては、一次処理しかされていないものは滅菌・殺菌されていないため、そのまま畑に蒔くと、猪や鹿に荒らされる。また、直接土に入れた場合は、腐敗する恐れがある。だからそのまま使えないので、困っている所もあるようです。

委員：そうやって溜まってくる堆肥は、焼却場で受け取ってもらえるのか。

事務局：可燃ごみとして受け取ることは可能です。

会長：そういった堆肥化したものが、うまく回っていけば、ごみが少なくなるが、なかなか難しい問題です。

委員：補助事業はいつまで続くのか。

事務局：市は、ごみの減量化に取り組んでいるため、継続していきます。平成24年度予算では2件分あり、年度によって補助件数が違います。

会長：地球温暖化対策地域推進計画について、何かご質問はございませんでしょうか。

事務局：この地域推進計画（案）を持ち帰ってもらい、3月末までに委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

委員：地域推進計画（案）の1ページに、地球温暖化の状況として、「一人ひとりの取組が不可欠です」また、計画の目的として、「未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とする」とあるが、この計画書が誰に向けたものなのかが、見えにくくなっています。「市民のみなさん、見て取り組んでください」なのか「行政として考えていることを提示しているだけ」なのか。

会長：市民に対して、このように取り組んでくださいお願いしますというようにやり方でないと意味がない。市民の方をお願いして、市ではこのように考えているので、みなさん協力してCO2削減に取り組んで、鳥羽市全体でこういうことをやっていきたいと思います。ということが一番大事だと思います。

事務局：地域推進計画（案）の1ページの計画の目的でも、主語が「市民・事業者・行政の各主体が」となっていますので、それぞれの役割

として、やっていかなければならないということを、この計画に盛り込みたいと思います。

会 長： 文章だけでなく、グラフや絵も入れてください。

事務局： イラストや写真を入れて、なるべく文字数を減らしていきたいと考えています。また、概要版も併せて作っていきたいと思います。再生可能エネルギーに関しては、新エネルギービジョンの見直しを含め、市の内部で調整していきたいと思います。市としてできること、できないことを仕分けして、皆さんに提示したいと思います。また、今後の予定としては、平成 25 年度も 3 回の審議会を開催する予定です。

委 員： この計画書の温室効果ガス削減目標で、5%や 10%削減することを目標としているが、現実に CO2 削減していけるのか。

事務局： 第 1 回の審議会でも、そのあたりが議論になったところで、実際に測定するのも予算的に無理であり、国の簡易マニュアルを使用して排出量を算出するのが現状です。個人が家庭でどういう取組ができているかについて、モニター的な人を選ぶか、アンケートでどれくらい実施できたか、など効果がどれくらい表れたか調査しないと見えてこないと思います。また事務局で検討して、委員の皆さんに示させてもらいます。

会 長： 「こういうことをしますので意見はありませんか」と広く意見を求めることは大事だと思います。委員に求めた「温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項」などを、市民の方から募る。市民からの意見が反映されれば、地域推進計画を見られると思います。

事務局： 検討します。そして、この案については、パブリックコメントを求め、最終案を決定したいと思います。

会 長： どういう形で求めるのか。

事務局： ホームページに載せたり、市役所に閲覧しにきてもらうことを考えています。

会 長： ホームページ・広報の両方に載せて周知してください。

事務局： 了解しました。

委 員： 「温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項」について、せっかくのいい機会なので、委員から計画の策定の時だけ求めるのではなく、市民の方に定期的に募ってはどうか。そうすると、市民の皆さんの関心を繋ぎとめることができるのではないかと。

事務局： それを反映させて、定期的に見直すのもいいと思います。

委員： そうすると「私たちの計画」になる。市民の方を引っ張り込んでいくのが大事だと思います。

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

〔事務局〕

長時間にわたり委員の皆さんありがとうございました。本日いただいた意見ですが、典型7公害の不法投棄の現場も、早速見に行ってきます。地域推進計画につきましては、3月末までにご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。